

## 1 開会

事務局

ただいまから、第276回宮城県個人情報保護審査会を開会いたします。

本日の定足数ですが、5人のうち4人の委員が出席しておりますので、半数以上の出席を必要とする、個人情報の保護に関する法律施行条例第10条第2項の定足数を満たし、会議が有効に成立しておりますことを御報告申し上げます。

それでは、大橋会長よろしくお願ひいたします。

## 2 議事

### (1) 諮問甲第48号事案（住民票の記載等に係る本人確認情報の通知に係る本人確認情報の保護に関する事項）に係る審議

大橋会長

それでは甲第48号事案について事務局から説明をお願いします。

市町村課

市町村課副参事兼総括課長補佐の浅川と申します。よろしくお願ひします。本日は住民基本台帳ネットワークシステムの本人確認情報の保護につきまして、御審議をお願ひしたいと考えております。着席して御説明をさせていただきます。

まず、資料1から資料4により、住民基本台帳ネットワークシステムの概要などを御説明させていただきます。その後今回新たに追加しようとする利用事務等について、資料5及び資料6により御説明させていただきます。資料7はおつて御説明しますが参考資料として添付しております。

まず資料1を御覧いただきたいと思ひます。本人確認情報保護審議会の設置根拠についてでございます。住民基本台帳法第30条の40第1項の規定を受けまして、宮城県では、住民基本台帳法施行条例第7条で、「宮城県個人情報保護審査会」を住基法に基づく「本人確認情報の保護に関する審議会」と位置づけさせていただいております。

今回のように、住基ネットにおける本人確認情報の県の独自利用事務を追加することにつきまして、住基法では審議会に対して諮問あるいは報告等の義務付けはされていないところではありますが、本人確認情報の保護という本審議会の設置趣旨を踏まえまして、条例を改正し、事務を追加する場合にはこれまでその内容の報告をしておりました。諮問などではなく、報告をしてきたところでございます。

しかし、今回の事案の検討に当たりまして、他都道府県の同種の審査会の運用を確認しました結果、資料7のとおり諮問、答申という形で手続きをとっている都道府県もあることから、本県においても形式的には同様に諮問、答申という形をとる方が適切であろうと考え、今回は正式に諮問をさせていただきました。今後も同種の案件については諮問をさせていただきたいと考えております。

次に資料2を御覧ください。住基ネットにつきまして、その概要を御説明いたします。住基ネットは、地方公共団体共同のシステムとして、居住関係を公証する住民基本台帳のネットワーク化を図り、本人確認を行うための「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」の4情報と「個人番号及び住民票コード」等について、全国共通の本人確認を可能とするシステムです。住基ネットの目的は、住民負担の軽減・住民サービスの向上及び行政事務の効率化の実現をその主なものとしております。

住民基本台帳は、各市町村で整備されますが、この住民基本台帳の情報を記録しているシステムが「既存住基システム」と呼ばれるもので、図の左端に記載されております。ここからファイアウォールを挟みまして、市町村のコミュニケーションサーバを通して、都道府県ネットワークを介して全国ネットワークに本人確認情報が送信されるという仕組みです。このことにより、行政機関が本人確認情報を利用することが

でき、例えばパスポートの申請の際には住民票の写しの添付が省略できるなど、住民にとってのメリットがあります。

次に、資料3を御覧ください。都道府県における本人確認情報の利用状況について御説明いたします。

住民基本台帳法に基づき、都道府県では、独自に住基ネットの利用事務を条例に定めることができることとされております。条例に定める事務は3つのパターンがあります。一つ目として、都道府県知事が市町村に提供することができるものを定めるケースであり、これは例えば特定非営利活動法人の設立の認証等に関する事務を本県の条例では規定しています。二つ目は都道府県知事自らが利用するというもので、例としては、屋外広告物条例による屋外広告業の登録等に関する事務があります。最後に、三つ目は都道府県知事が教育委員会などの他の執行機関に提供するもので、具体的には、奨学資金の貸付に関する債権の回収に関する事務があります。資料3で引用している住民基本台帳法の規定を次ページに付けております。

次に、A3版の資料4を御覧ください。宮城県における本人確認情報の利用の現状について御説明いたします。

宮城県では、条例で定める県独自の利用事務として、平成16年4月に5事務を規定したことにはじまり、順次事務の追加を行い、令和5年9月1日時点で全体で41事務、市町村へ提供できる2事務を除くと39事務を規定しているところです。

事務の追加に当たりましては、「住民負担の軽減・住民サービスの向上」若しくは「行政事務の効率化」といった先ほど申し上げた法律の目的に資するものについて、本人確認情報の保護という観点から、妥当かどうかの判断を行っております。

資料4の表は県独自利用事務の一覧です。別表番号とは、条例に規定されている番号です。例えば、2-2の児童福祉法による費用の徴収に関する事務は、納入義務者の住所等の確認を行うものであり、行政事務の効率化を図るものです。また、2-3の農薬取締法による販売者の届出及び届出事項の変更の届出に関する事務は、申請者あるいは届出者の本人確認として、住民票の写しの添付に代えて住基ネットを利用するものであり、住民票の添付が不要となるという点で、住民負担の軽減・住民サービスの向上を図るものです。これらの条例事務全体では、令和4年度の実績で年間約4,000件程度利用されております。年度によって変動はありますが、一部の事務の法定化等により、近年は独自利用事務の利用件数自体は減少傾向にあります。

なお、参考までに、法律に基づく事務の利用実績を次のページに添付しております。法律に基づき定められているので、こちらは条例化せずに、住基ネットの利用が可能なものとなっております。

以上が制度に関する説明でございまして、ここから、令和5年11月議会上程予定の利用事務についての説明に移らせていただきます。資料5を御覧ください。今回新たに追加を予定している事務は(1)道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務の1件です。執行機関は、知事部局ではなく、公安委員会であり、事務担当課は警察本部交通指導課になります。

放置駐車違反を行った車両の運転者が特定できない場合に、公安委員会が支払いを命じる放置違反金の徴収事務につきまして、現在は、車検証に記載された放置車両の使用宛てに放置違反金納付命令等の通知を郵送しております。しかし、車検証に記載された住所と実際の住所が一致しない場合、通知等は返戻されるため、あらためて各市町村へ郵送で住所の変更情報の照会を行っております。

また、放置違反金は、地方税の滞納処分の例により徴収することができることとな

っており、滞納処分執行に伴う滞納者の身上調査のための照会も行っております。このような郵送によって行っている事務を今後は住基ネットを利用して確認をすることとさせていただきます。

住民基本台帳ネットワークシステムを利用する効果としましては、1つは事務担当課の照会文書の作成及び郵送事務が不要となる、あるいは市町村の回答文書の作成事務が不要となるということがあります。2つ目は、対象者に放置違反金制度と納付義務を迅速に知らせることで、放置違反金の収納率の向上と道路交通法における危険防止、交通の安全と円滑という放置違反金制度の公正な実現につながるということで行政事務の効率化につながることを期待されるものであると考えております。

なお、本事務は先ほど述べたとおり従来紙の郵送で行っていた事務を住基ネットに切り替えるものであり、マイナンバーの利用は予定しておりません。したがって、マイナンバーの取得・利用は当然できないこととなります。

当該事務の住基ネットを利用する見込み件数ですが、年間約570件程度を見込んでおります。

今後の予定でございますが、本日の御審議を踏まえ、県議会の令和5年11月定例会へ議案を上程する予定であり、県議会において可決・成立しましたら、公布日からの施行を考えております。

続いて資料6を御覧下さい。今回は新たな執行機関の追加という側面もございますので、あらかじめパブリックコメントの形で条例改正案の概要を公表し、意見募集を行ってまいりました。意見募集は1か月間行いましたが、県民の皆様からの意見は寄せられませんでした。

資料7については先ほど御説明したとおり、他都道府県の諮問、答申の例として配布してまいりまして説明は省略させていただきます。

以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

大橋会長

はい、ありがとうございます。

今説明をいただいたのですけれども、大江委員、吉田委員から、何か質問等あれば、まずは質問から入りたいと思います。ざっと説明されただけですぐになかなか理解するのも大変なのですけれども、まず何かあれば質問をいただければと思います。

私から1点だけお伺いしたかったのですが、年間の利用見込み件数が570件となっていますね。これは今現在これくらいの事務作業を行われているということになりますか。

市町村課

今まで処理している事例を踏まえて、件数としてこれくらいになるということで試算した数値になります。

大橋会長

本人に送って、戻ってきってしまうものが570件あって、その570件については現住所を問い合わせしてということをやっているということなのですね。これって、全体でやるうち、戻ってくるのが570件と理解したのですけれども、実際に徴収を行っている全体の件数は何件あるのでしょうか。

交通指導課

放置違反金の徴収事務について、年間7,100件ほど対象がありまして、そのうちの7割、5,000件を納付命令対象としておりまして、そのうち、納付命令の返戻が400件、滞納処分が170件で、合わせて570件程の住基ネットの利用を見込んでいるということとさせていただきます。

大橋会長

400件が何ですか。

交通指導課

400件が納付命令書の返戻です。そのほか170件が滞納処分の時の身上調査ということになります。

大橋会長 資料5の現在の事務の流れと、住基ネットを利用する事務の流れ、左側と右側に書いてあって、今後変わっていくのが真ん中の段の点線で囲まれた部分が変わるということですね。今まで左側のところで、公安委員会から市町村に照会を送って市町村が回答する、その後特定されるという、これが住基ネットを利用することで直接確認ができるということ。それは分かったのですが、この住民票の照会を行って、市町村が回答するときの、先ほど書面ということでおっしゃられていましたが、具体的にどのような書面で、どのくらいで返ってくるのかという、具体的なイメージを教えてください。

交通指導課 市町村に照会する場合、道路交通法に基づき、放置違反金事項照会書というもので、文書で照会して、回答は1か月程度かかっているという状況です。

吉田委員 回答に1か月ということですが、1か月待つことによって、何か具体的な支障というものが現在あるのでしょうか。

交通指導課 郵送の事務の手数が掛かるということもあるのですが、1か月遅れることによって、通知を出すのも1か月遅れてしまって、その間に使用者が別なところに行ってしまうということもありまして、それが収入未済の原因の一つになっているという現状があります。

吉田委員 なぜ1か月もかかるのでしょうか。宮城県の市町村が照会を受けることもあると思いますが、回答まで1か月・・・。

市町村課 市町村の住民票の窓口で処理しているかと思いますが、どういう処理がされているかは具体的にお答えすることは難しいのですが、そういう照会が複数寄せられるのだとすれば、処理期間としてそれなりに掛かるということかと思いますが。早いか遅いかという議論はあるかと思いますが、それぞれの市町村によっても違うかと思いますが、同時に何十件と出した場合に時間はかかるだろうということもあります。そういうところを事務の利用を増やすことで合理化することもできるのかなと、市町村にとっても良い面があるかと思いますが。

大橋会長 放置駐車違反を行った車だから、誰がそこに置いたのかわからない。なので、使用者欄に記載された人をそれと見做して通知を送っているということが今の流れなのですかね。だから誰がやったのか特定できないということなのかと思ったのですが、これと似たような形で、誰がやっているかわからないけどという形で通知を出して行って、同じように支障が生じている事務は県警では他に無いのでしょうか。

交通指導課 放置違反金制度というものは、車検証の使用者に通知するのですけれども、車両の使用者に責任があるか最初はわからないので、最初は弁明通知書というものを出し、もし責任使用者で間違いなければ放置違反金を納めてくださいという仮の納付書を送ります。それでもし本当は名義変更していなくて、別な使用者なのだという事情がある場合には、弁明書を提出していただいて、それをこちらで調べて裏付けがとれれば、正規の使用者に通知を出し直すというやり方です。その方はもう放置違反金を払わなくて良いという連絡をし、正規の使用者に通知を出し直すという手続きをしております。

大橋会長 ある種特殊なものということですね。行為者が特定できないことからやっているところなのですが、私が聞いたのはこれと似たようなスキームでやっているような他の事務というものはありますか、今後想定されますかという質問なのです。わからなければ分からないでもいいし無ければ無いで。要はほかの事務がたくさんあるのだとすれば、あらゆるところに拡がっていく可能性もありますので。例えばこのスキームは29都道府県で実施しているということなのですが、他県ではこういうものにも利用

していますというような実態があれば、教えていただきたい。

市町村課 道路交通法に基づくものであればおそらくこの事務だけだと思います。他の法律で同種の公安委員会の事務というものがあるかどうかは、わからなかったところで、今は情報を持ち合わせておりませんでした。

大江委員 資料4ですが、今回追加するのは別表3の方で、上の(1)(2)のうち、(2)の前段に該当するという類型でしょうか。

市町村課 (資料3の)(3)②に該当する事務になります。条例に定める事務について知事以外の執行機関に本人確認情報を提供するということで。

大江委員 資料4の上の(1)(2)があって、(2)の前段に該当するということですか。

市町村課 (2)の後段に……。

大江委員 後段ですか。

市町村課 失礼しました前段でした。

大江委員 (2)の前段の類型で、かつ別表3で既存の事務はありますか。同じような類型として追加するのか、それとも、全くこの類型で新規なのか。そこを確認させていただきたいと思います。全く新規だと慎重に検討が必要だと思いますが、既存の事務があればそれとの対比だろうと考えるべきかという趣旨です。

市町村課 資料4の右下、別表3知事以外に提供する事務とありまして、上から教育委員会、選挙管理委員会、収用委員会に提供しておりまして、ここに追加するということを考えております。性質として債権回収の事務に並ぶものと考えております。

大江委員 別表3に並んでいるものは全て(2)の前段なのでしょうか。全てというか、これに該当する典型的なものを1つ2つお示ししていただけると、それとの並びでどうなんだろうと。

市町村課 3-1、3-2、3-3が今回のものと同様に(2)前段に該当するものと考えております。

大江委員 こちらが債権回収というような事務に該当するということですね。3-3などと比較すると、件数としてもこれに比較的近い。

市町村課 はい。これと同じか多少上回る程度かと考えております。

大江委員 もう1点よろしいでしょうか。資料5ですが今回、道路交通法第51条の5第2項に基づいて、ということは理解できたのですが、「また」以下の部分は今回の話と関係あるのでしょうか。

市町村課 放置違反金対象者への弁明の機会の付与から始まって、督促等を経て滞納処分に及びますので、滞納処分の際に住所確認をする必要が生じるということですか。

大江委員 これまで既存の仕組みではこれができなかったが今回の改正でこちらもできるようになるということですか。

市町村課 そうです。

大江委員 今回の改正が、道路交通法に基づく放置違反金の滞納処分だけが射程なのか、それとも今回の改正で実は地方税法に基づく滞納処分全般に及んでしまうのか、それが気になっているのですが。

市町村課 今回はあくまでも道路交通法に基づく放置違反金で、税については既に滞納処分まで含めてこれを使うことができることになっておりまして、今回は放置違反金に関する者が対象です。

大江委員 放置違反金の通知に加えて、滞納処分についても加えるということですか。それって、パブコメした際にそこまでわかるような内容になっていましたか。

市町村課 資料6の2枚目になりますが、表の中で、滞納処分に伴う本人確認を行うものと記

載させていただいております。

大江委員　そこも含めて明示して、パブコメかけて、特段意見無かったということで。行政事務の効率化に質するという事はほぼ間違いなく、パブコメでも個人情報の保護の観点から御意見は無かったとそういうことでよろしいでしょうか。

市町村課　そのとおりでございます。

大橋会長　質問に関してはよろしいですか。答申案の審議に入るときは、県警の方に御退席いただいとということになるのでしたっけ。では御退席をお願いします。

(警察本部交通部交通指導課退席)

大橋会長　答申案の配布をお願いします。

今、配布いただいた答申案について御説明をお願いします。

市町村課　御説明させていただきます。

今お配りした答申案ですが、資料7に千葉県や青森県の答申の例を参考にお配りしておりますが、今回の答申の体裁については、この個人情報保護審査会の答申例でいきますと、特定個人情報保護評価という審査を行った際の答申を今回は参考に案文を作成させていただきました。

また、本日の御審議次第かと思いますが、一応結論部分として道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務を本県の本人確認情報の利用事務に追加することについては、適当なものと思えますという、いったんそういった案文になってございまして、こちらの文言についても御審議いただければと思います。

大橋会長　配っていただいた、米谷会長の名前で出ているのが以前の答申ですね。内容としては適当なものと思えますという内容でお作りいただいているということになります。

大江委員　形式的なところで恐縮ですが、あくまで諮問ですよ、諮問に対する答申案だとすれば、審査会事務局の方で進めるのが筋ではないのですかね。答申案を用意して、御説明までそちらでされるのは形式としていかなものかという気がするのですが。

市町村課　宮城県個人情報保護審査会における、住基ネット部分に関しては、本人確認情報保護審議会の側面として御審議していただいております、そちらの審議会の事務局を私ども市町村課で承っておりますので、今回は私どもから案文ということで作らせていただきました。そういった意味では、通例の実施機関に当たるような県警に関しては退席していただいたというような形でございます。

大江委員　冒頭、資料1で御説明いただいたところで、この審議に限っては事務局についても市町村課ということですか。事務局まで変わるとのことまで理解していませんでした。

大橋会長　わかりにくいですよ。私は事前に説明を受けたから分かっただけだったので。では、よろしいですかね。今のところは。

では結論部分について皆様から御意見いただければと思います。

今回慎重になっている部分としては、県警が利用するというのは初めてのケースになるので、県民の皆様も関心があるところかなというところもあって、パブコメもやってみたということだったようです。ただしなかなここまで目配りいくことも無いのかなということもあって、実際に意見は上がってきていなかったということもあるので、その点では慎重にこちらとしても判断すべきかなと思っていたところでした。そして本日色々質問いただいて、回答もいただいたという流れの中だったのですけれども、皆様からも御意見いただければと思っております。

こちらは結論を今日出す流れでしたか。

市町村課　できれば、と思っております。11月に議会が始まりますので。

大橋会長 結論までいければいくし、難しければ申し訳無いけれど結論が出せないとなるのですが、いかがでしょうか。意見とかさらに質問とかあれば出していただいて。大江委員何かありますか。

大江委員 追加での質問はありません。

大橋会長 吉田委員、杉浦委員も大丈夫ですか。

ではこちらが適当かという点で御意見いただければと思いますが、大江委員いかがですか。

大江委員 さきほど質問させていただいたとおりで、別表3でこの類型というのは前例もあると、件数としても例があるものから大幅に逸脱するものでもない。

会長が御指摘くださった公安委員会の事務としては今回初ということで、公安委員会という執行機関の性質から若干の懸念があり得るということを差し引いても、あくまでも今回は債権回収的などころにとどまっています。滞納処分についても既に地方税の滞納処分というものはされていて、今回この事務に限って追加するというのであれば、この審査会として個人情報の保護の観点からということであれば、個人情報の保護の観点からの懸念もさほど大きいものとはいえないと思います。

本当に県民の皆さんがわかっておられるのかはともかく、パブコメの中で少なくとも必要な情報は明記されていて、それで御意見が無かったということであれば、個人情報の保護の観点からの県民の御懸念というものも、無いと切り捨てて良いかという問題はありますけれども、大きいものとはいえないさそうだと考えますので、たたき台どおりの結論でよろしいのではないかと考えます。

大橋会長 ありがとうございます。吉田委員いかがでしょうか。

吉田委員 特に追加することはございません。適正かと思います。

大橋会長 杉浦委員、すいません、途中からだったのですが、聞いていた限りで特に何か。

杉浦委員 特にございません。

大橋会長 私、事前に事務局から説明を受けた際に、先ほどもあったこの事務に限りという部分が大事なのかなと思ひまして、諮問に対する回答の中で、道路交通法による放置違反金の徴収に関する事務ということが、これだけでどれくらい特定できるのですかねという質問をさせていただいていたと思うのですが。

私たちは法律の文章書くときには条項まで引用してしまっ、本当にその事務だよということを特定するのですが、そういうことは無いのですかと質問させていただいたのですが、その質問に対する回答をもう一度説明していただいてよろしいですか。

市町村課 こちらの文言については条例に実際に記載する文言の想定で記載しておりまして、条例上、一つの事務毎に法律名は明記しますけれども、条項は条例上明記しておりません。条例の委任を受けた規則において事務の内容について規定する際に、細かい条項まで記載しているという状況です。今までなぜ条例上条項まで書いていないかということについてはおそらく法律の条ズレなどを懸念して、法律名までにとどめると推察しております。

大橋会長 最終的な細目を決めていく際にはそこまで特定されるけれども、条例上は記載しないので、諮問も、それに対する答申もこの内容でということによろしいですよ。

私自身も色々質問させていただいて、大体状況わかりましたし、大江委員に今まとめていただいたところがたぶん議事録を読んでも一番分かりやすいところかと思ひますので、皆様結論についてはこの答申案のとおりということによろしいのかなと思ひます。

よろしいですかね。

今後の具体的な進め方は事務局との間で。もし細かい修正等あればこちらでさせていただきますということでしょうか。

では、基本的にはこの案で答申したいと思います。

**【委員了承】**

大橋会長

では、基本的にはこの案で答申したいと思います。